

※ 市区町村名 石垣市

※ 受付年月日 令和 年 月 日

養育費等に関する申立書

- 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、別紙の記入要領に従って記入して下さい。
- 養育費の受け取りがない場合でも、「0円」とご記入ください。

養育費を支払った者

受取人（父または母）

離婚した年月日など 平成・令和 年 月 日

養育費として受け取った額（令和 年分）

1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円

小計 円

養育費を支払った者

受取人（児童）

離婚した年月日など 平成・令和 年 月 日

養育費として受け取った額（令和 年分）

1月	円	7月	円
2月	円	8月	円
3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円

小計 円

合計	母または父	円
	児童	円

上記の通り相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

- (注) 1 認定請求の際に本申告書を提出する場合において、前年（1月から9月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。）中に支給要件に該当するに至った場合は、その支給要件に該当するに至った場合は、その支給要件に該当するに至った以前に受け取った額を記入して下さい。
- 2 上記の※の欄は、市区町村担当者が記入するので、記入する必要がありません。
- 3 記名・押印に代えて署名することができます。

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

- この申告書は前年に前夫（妻）から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- 養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。
- 前夫（妻）（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父または母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）に、受給者（母または父）または児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。
- 養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書の⑩の欄または現況届⑮の欄に記載して下さい。
- 前夫（妻）が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には、分けて記入して下さい。また、区分欄には区別できるよう前夫（妻）の名前等を記入して下さい。前夫（妻）が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。
- 「離婚した年月日」欄には、「養育費を支払った者」欄に記載した前夫または前妻等と離婚した年月日等、支給要件に該当するに至った年月日を記載して下さい。
- 次の例を参考にして下さい。

養育費を支払った者 前夫（妻）の氏名

受取人 受給者（母または父）または児童

離婚した年月日など

養育費として受け取った額（令和●年分）

1月	円	7月	10,000円
2月	円	8月	10,000円
3月	円	9月	30,000円
4月	円	10月	10,000円
5月	10,000円	11月	10,000円
6月	10,000円	12月	10,000円

小計 100,000円

合計	母または父	0円
	児童	100,000円

上記のとおり相違ありません。

●年 8月 1日

氏名 ●●●●